

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	長寿支援課
事業番号	2-10	事務事業名	生活支援配食サービス事業

判定結果	現 行 ど お り
------	-----------

【結果内訳】

判 定		判 定 理 由	
選択人数	区 分	選択人数	項 目（複数選択可）
1	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代の変化などにより、事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			④ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
		1	⑤ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑥ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑦ その他
0	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給対象者・水準等)を縮小できる可能性がある。
			② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
			③ 他の事業との統合を検討すべきである。
			④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
			⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
3	現行どおり		現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
2	拡充が必要	1	① 事業の対象者の範囲を拡大し、又は数を増加させる必要がある。
		1	② サービスの内容等をさらに充実させる必要がある。
			③ その他

【判定人からのコメント】

○「現行どおり」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
① 民間の配食事業者では実施困難な事業を含むので現行どおり。 ② 安否確認、見守りは十分行っていかなければならない。	③ 高齢者に限らず、配食や見守りを必要とする障害者まで含める事業とするべき。 ④ 経費の削減に努め、利用者負担額を下げるようなことを考えて欲しい。 ⑤ 事業者がもっと参入できると、サービスがもっと向上する可能性がある。 ⑥ 民間やボランティアを有効に活用すべきで、行政として事業を行う必要はないと考える。配食サービスを行うNPOやボランティア団体を育成する事業を他の部署と連携して実施してもよいのではないか。